

【物価高騰対策支援給付金（障害）】

支給対象事業所・支給額一覧

	対象事業所	サービス種別	支給額（※2、※3）	
			エネルギーコスト（電気・ガス料金、食材費）	ガソリン代
1 訪問入浴系事業所	下記①～③のすべてを満たす事業所 ① 令和4年10月1日（基準日）時点において、北区内に所在 ② 次のいずれかに基づく指定又は補助金交付決定を受けている ア) 障害者総合支援法 イ) 児童福祉法 ウ) 北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱 エ) 北区身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業実施要綱 ③ 令和4年4月1日以降、継続して事業を運営 （ただし、下記「※1」を除く。）	訪問入浴サービス事業所	/	36,000円×自動車台数 （上限3台）
2 通所系事業所		生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス		
3 入所系事業所		共同生活援助（グループホーム）、短期入所	9,000円×利用定員（上限2,000,000円）	/

※1：対象外事業所

- ①東京都立北療育支援センター
- ②東京都北区立障害者福祉センター
- ③東京都北区立児童発達支援センター
- ④基準日（令和4年10月1日）時点で休止又は廃止の届出をしている事業所

※2：利用定員、自動車

台数は、基準日（令和4年10月1日）現在のものとします。

※3：【令和4年4月1日からの1年間分】として支給します。